

証券コード 1950  
平成21年6月26日

## 株主各位

東京都台東区池之端一丁目2番23号

日本電設工業株式会社  
代表取締役社長 井上 健

### 第67期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。  
さて、本日開催の当社第67期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬具

記

- 報告事項**
- 第67期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表報告の件
  - 第67期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記1. 及び2. の内容を報告しました。

**決議事項**

**第1号議案 剰余金処分の件**

本件は、原案どおり承認可決され、株主配当金は1株につき10円と決定しました。

**第2号議案 定款一部変更の件**

本件は、原案どおり承認可決されました。  
なお、変更の内容は2頁から4頁に記載のとおりです。

**第3号議案 取締役5名選任の件**

本件は、原案どおり承認可決され、井上 健、柴田広美、澤本尚志の3名が再任され、江川健太郎、田中 均の両名が新たに選任され、それぞれ就任しました。

なお、澤本尚志は社外取締役であります。

**第4号議案 監査役3名選任の件**

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に山下俊六、佐々 亨の両名が再任され、東 聖高が新たに選任され、それぞれ就任しました。  
なお、山下俊六、佐々 亨、東 聖高の3名は社外監査役であります。

**第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件**

本件は、原案どおり、退任取締役北原文夫、市村栄真の両氏、退任監査役土田 洋氏に対し、当社における一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にて一任することに承認可決されました。

以上

## 定 款 の 変 更 内 容

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
第1章 総 則 第1条～第4条（省略）	第1章 総 則 第1条～第4条（現行どおり）
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 (省略) <u>(株券の発行)</u>	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 (現行どおり)  (削る)
<u>第6条 当会社は、株式に係る株券を發行する。</u> (自己の株式の取得) 第7条 (省略) <u>(株券の種類)</u>	(自己の株式の取得) 第6条 (現行どおり)  (削る)
<u>第8条 当会社の発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規程による。</u> (単元株式数および単元未満株券の不發行)	(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は1,000株とする。 (削る)
第9条 当会社の単元株式数は1,000株とする。 <u>当会社は、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> (単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利) 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
第10条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	1～3 (省略) (現行どおり)

変更前	変更後
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当会社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置き、他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 株式の名義書換、单元未満株式の買取り、<u>株券喪失登録の手続</u>その他株式に関する諸手続および手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利行使することができる株主とする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する諸手続および手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利行使することができる株主とする。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第20条（省略）</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条（現行どおり）</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条～第34条（省略）</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第32条（現行どおり）</p>
<p>第5章 執行役員</p> <p>第35条～第36条（省略）</p>	<p>第5章 執行役員</p> <p>第33条～第34条（現行どおり）</p>
<p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第37条～第47条（省略）</p>	<p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第35条～第45条（現行どおり）</p>

変更前	変更後
第7章 会計監査人 第48条～第51条（省略）	第7章 会計監査人 第46条～第49条（現行どおり）
第8章 計算 (事業年度) 第52条 (省略) (剩余金の配当)	第8章 計算 (事業年度) 第50条 (現行どおり) (剩余金の配当)
第53条 剩余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。剩余金の配当は、その支払確定の日から3年を経過しても受領のないときは当会社はその支払義務を免れるものとする。 (新設) (新設)	第51条 剩余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。剩余金の配当は、その支払確定の日から3年を経過しても受領のないときは当会社はその支払義務を免れるものとする。 <u>附則</u> <u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成</u> および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。 <u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u>
(新設)	

以 上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、取締役社長に井上 健、常務取締役に柴田広美が再任されるとともに、専務取締役に江川健太郎、常務取締役に田中 均が新たに選任され、それぞれ就任しました。

同時に代表取締役に井上 健が再任されるとともに、江川健太郎が新たに選任され、それぞれ就任しました。

#### ~~~~~ 第67期配当金のお支払いについて

本総会の決議に基づきまして、期末配当金は1株につき10円（税込）をお支払いすることになりました。

つきましては、配当金振込指定書のご提出のない方は、同封の配当金領収証により、払渡しの期間（平成21年6月29日から平成21年7月31日まで）内に、最寄りのゆうちょ銀行本支店及び出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）において配当金をお受け取り下さい。

以 上